

# 第 7 回宮崎市上下水道事業経営審議会

## 適正な料金のあり方について

- 1 前回の審議結果（平均改定率）
- 2 料金表
- 3 水量別料金比較
- 4 他事業者との比較
- 5 答申案



令和 6 年 1 月 26 日

# 1 前回の審議結果（平均改定率）

## ●水道料金と下水道使用料の平均改定率

水道	下水	15.97%	19.71%	23.45%
		(使用料単価133.66円/m <sup>3</sup> ⇒155円/m <sup>3</sup> )	(使用料単価133.66円/m <sup>3</sup> ⇒160円/m <sup>3</sup> )	(使用料単価133.66円/m <sup>3</sup> ⇒165円/m <sup>3</sup> )
8.91%		11.88%	13.45%	15.02%
(企業債1.5億減の場合)				
9.0%		—	事務局 提案 13.50%	—
(企業債2.0億減を前提)				
9.43%		12.18%	13.75%	15.32%
(企業債2.0億減の場合)				

## 《前回の審議会では・・・》

### ●下水道事業については、19.71%の改定率で意見が一致

《審議会委員からの主な意見》

- ・今回は高めの改定率にして、将来の改定率を抑える（将来世代の負担軽減）
- ・一般会計繰入金は削減に努めて欲しい（教育・福祉等での活用）

### ●水道事業については、8.91%と9.43%の改定率で意見が分かれる

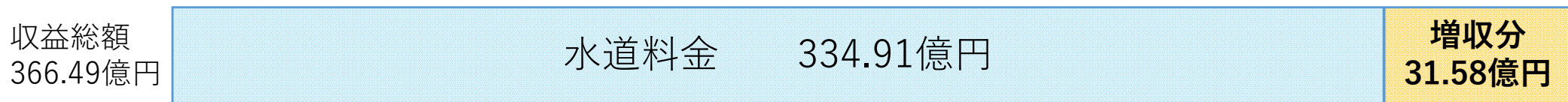
《審議会委員からの主な意見》

- ・改定は必要だが、生活困窮者への配慮が必要ではないか（物価高騰による市民生活を考慮）
- ・改定の必要性は市民にも伝わっている（安心・安全な水道水の安定供給が重要）

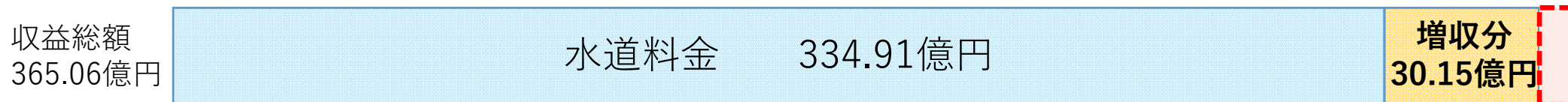
⇒ 事務局から9.0%の改定率を提案

# 1 前回の審議結果（水道事業の平均改定率）

## ●平均改定率9.43%（令和7～11年度）



## ●平均改定率**9.0%**（令和7～11年度）



- ①企業債残高  
⇒ **プライマリーバランスを厳守**（毎年2億円減少）
- ②収支赤字  
⇒ 令和10年度以降の**収支赤字は解消**
- ③資金残高  
⇒ 令和11年度末時点で**30億円以上を確保**
- ④改定率  
⇒ 交付金の活用と経営努力で9.43%から**9.0%**へ抑制
- ⑤将来の改定率  
⇒ 令和12年度以降の改定率は**9.43%\***をベースに再度検討

交付金 0.68億円	経営努力 0.75億円
---------------	----------------

**重点支援地方交付金の活用と経営努力で改定率を抑制**

※令和7年度から16年度までの事業費でシミュレーションした平均改定率

# 1 前回の審議結果（下水道事業の平均改定率）

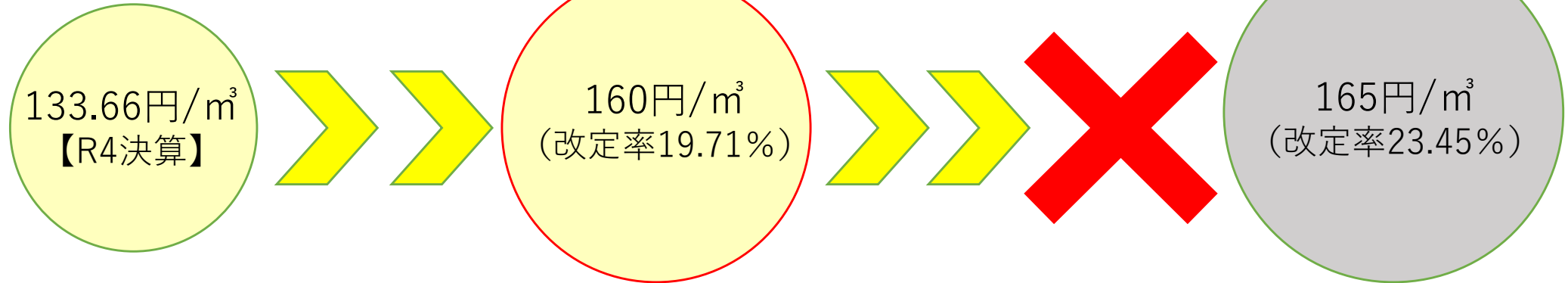
## ●平均改定率**19.71%**（令和7～11年度）

収益総額  
290.45億円

下水道使用料 242.63億円

増収分  
47.82億円

## ●使用料単価



### ①一般会計繰入金

⇒ **毎年約9.6億円の圧縮**（市の行政施策の財源に活用）

### ②改定率

⇒ 急激な改定による市民生活への影響を考慮して**19.71%**の改定に止める

### ③将来の改定率

⇒ 汚水処理原価は年々増加傾向にあることから、令和12年度以降に**改めて検討**

## 2 料金表（基本料金の設定方法の見直し（水道:9.0%、下水道:19.71%））

従来、10円単位（円単位切上げ）で設定していた基本料金を1円単位の設定に見直す。（単位：円）

水道	口径	改定前	改定後	増加率
	13ミリ	900	990	10.0%
	20ミリ	1,290	1,410	9.3%
	25ミリ	1,780	1,950	9.6%
	30ミリ	2,210	2,410	9.1%
	40ミリ	5,150	5,620	9.1%
	50ミリ	9,230	10,070	9.1%
	75ミリ	17,270	18,840	9.1%
	100ミリ	29,150	31,790	9.1%
	125ミリ	44,990	49,060	9.1%
	150ミリ	64,070	69,860	9.0%
	200ミリ	111,480	121,570	9.1%

下水道	改定前	改定後	増加率
	750	900	20.0%



水道	口径	改定前	改定後	増加率
	13ミリ	900	981	9.0%
	20ミリ	1,290	1,407	9.1%
	25ミリ	1,780	1,941	9.0%
	30ミリ	2,210	2,409	9.0%
	40ミリ	5,150	5,615	9.0%
	50ミリ	9,230	10,064	9.0%
	75ミリ	17,270	18,832	9.0%
	100ミリ	29,150	31,786	9.0%
	125ミリ	44,990	49,059	9.0%
	150ミリ	64,070	69,859	9.0%
	200ミリ	111,480	121,563	9.0%

下水道	改定前	改定後	増加率
	750	898	19.7%



※新旧料金表における基本料金を抜粋。

※基本料金の減少分は従量料金にて調整。

※平均改定率に基づく料金表案であり、答申書確定後に調整の可能性が有る。

※上記料金表は税抜額を表記。

※増加率は小数点第2位を四捨五入。

## 2 料金表 (水道事業)

●平均改定率**9.0%**

水道	基本料金		従量料金			
	改定前	改定後	1~10m <sup>3</sup>	11~30m <sup>3</sup>	31~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~
13ミリ	900円	<b>981円</b>	30円 (改定前27円)	166円 (改定前152円)	198円 (改定前181円)	227円 (改定前210円)
20ミリ	1,290円	<b>1,407円</b>				
25ミリ	1,780円	<b>1,941円</b>				
30ミリ	2,210円	<b>2,409円</b>				
40ミリ	5,150円	<b>5,615円</b>	166円 (改定前152円)			
50ミリ	9,230円	<b>10,064円</b>				
75ミリ	17,270円	<b>18,832円</b>				
100ミリ	29,150円	<b>31,786円</b>				
125ミリ	44,990円	<b>49,059円</b>				
150ミリ	64,070円	<b>69,859円</b>				

※上記料金表は税抜額を表記。

※口径200ミリ、公衆浴場及び私設消火栓除く。

※平均改定率に基づく料金表案であり、答申書確定後に調整の可能性が有る。

## 2 料金表（下水道事業）

●平均改定率**19.71%**

下水道		改定前	改定後
基本料金		750円	898円
従量料金	1～10m <sup>3</sup>	20円	24円
	11～30m <sup>3</sup>	126円	151円
	31～100m <sup>3</sup>	164円	196円
	101～500m <sup>3</sup>	197円	236円
	501～1,000m <sup>3</sup>	210円	251円
	1,001m <sup>3</sup> ～	235円	280円
	公衆浴場	22円	26円

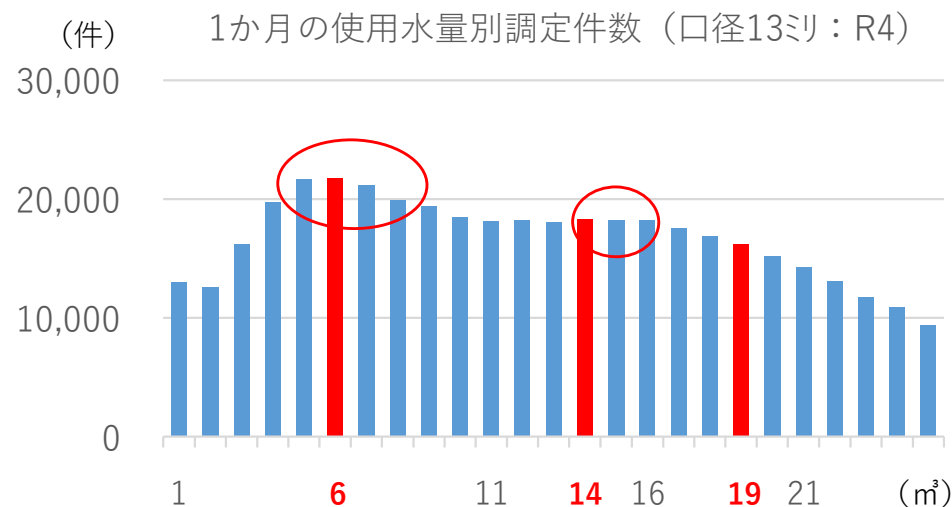
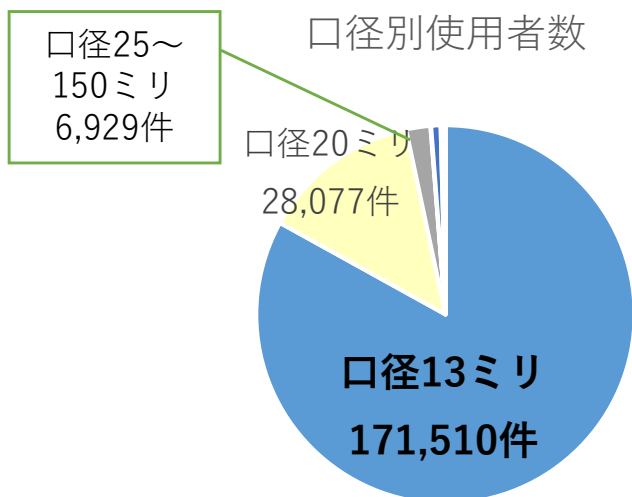
※上記料金表は税抜額を表記。

※平均改定率に基づく料金表案であり、答申書確定後に調整の可能性が有る。

### 3 水量別料金比較 (水道事業 下水道事業)

#### ● 主な水量別料金比較 (口径 13 ミリ・1か月使用・上下水道料金・税込み)

水量	改定前	改定後	増加額
<b>6m<sup>3</sup></b> (口径13ミリの利用実績における1つ目のピークのうち最も利用者の多い水量)	<b>2,125円</b> (上水：1,168円) (下水：957円)	<b>2,423円</b> (上水：1,277円) (下水：1,146円)	<b>298円</b> (上水：109円) (下水：189円)
<b>14m<sup>3</sup></b> (口径13ミリの利用実績における2つ目のピークのうち最も利用者の多い水量)	<b>3,554円</b> (上水：1,955円) (下水：1,599円)	<b>4,055円</b> (上水：2,139円) (下水：1,916円)	<b>501円</b> (上水：184円) (下水：317円)
<b>19m<sup>3</sup></b> (家計調査における宮崎市の2人以上勤労世帯の水量)	<b>5,083円</b> (上水：2,791円) (下水：2,292円)	<b>5,798円</b> (上水：3,052円) (下水：2,746円)	<b>715円</b> (上水：261円) (下水：454円)





## 4 他事業体（類似団体）との比較（水道事業 下水道事業）

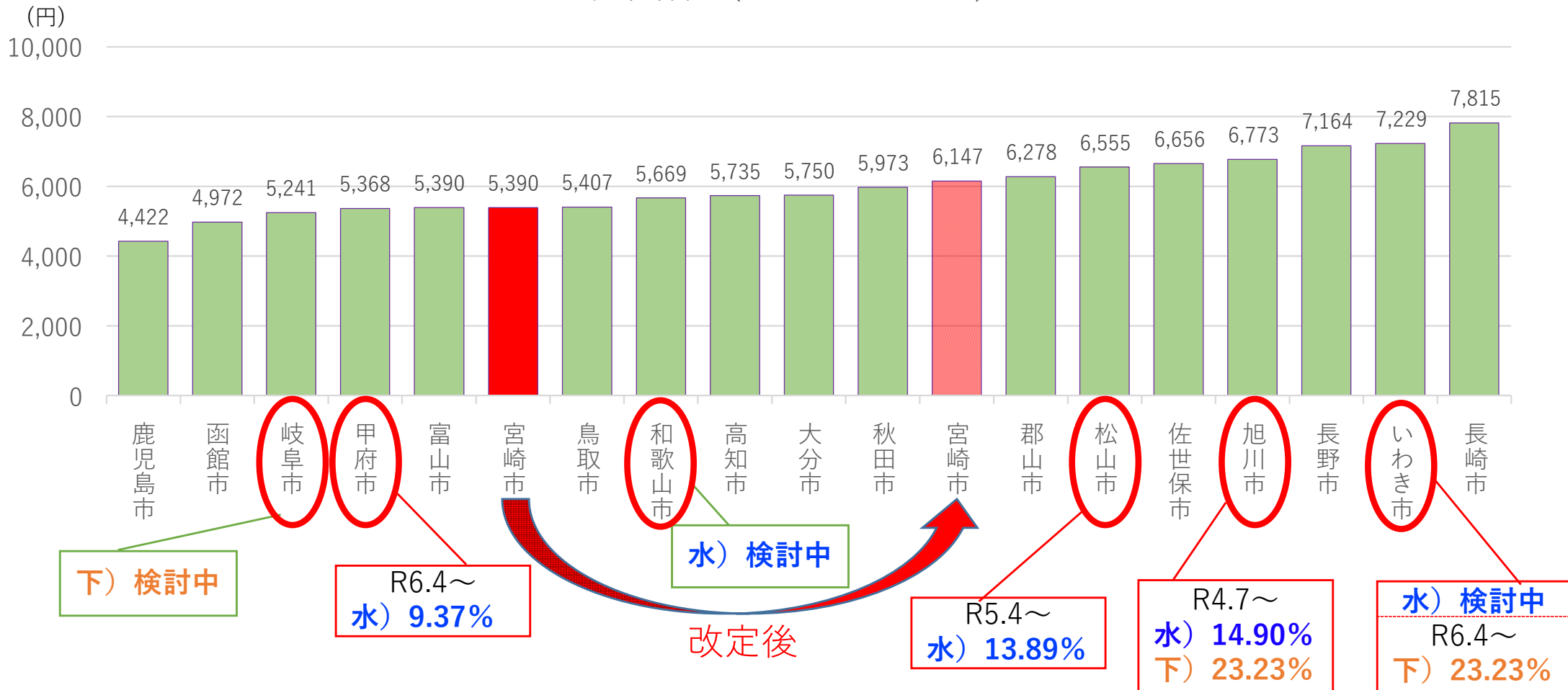
●口径13ミリ・1か月20m<sup>3</sup>使用・税込み

※類似団体要件…①中核市

②受水（水道事業者が水道用水供給事業から浄水の供給を受けること）なし

※類似団体の料金及び改定状況…令和6年1月時点宮崎市上下水道局調べ

類似団体（水道＋下水道）



### 答申事項

- ①料金算定期間【令和7年度から令和11年度】
- ②改定する時期【令和7年4月検針分から】
- ③平均改定率【水道：9.0% 下水：19.71%】

### 附帯意見

- ・次回の見直しについて
- ・周知・広報について
- ・経営努力について
- ・企業債、一般会計繰入金について

- 次回（2月開催予定）の経営審議会において、これまでの審議内容を取りまとめた答申書（事務局案）を提示する。
- 「答申事項」と「附帯意見」の概要は上記のとおり。
- 各委員の意見を反映させた上で答申書を確定する。